

をはせながら、総合計画の将来像である「みんながしあわせに暮らせる長井〜ずっと笑顔あふれるまち〜」づくりに全力で取り組んでまいります。

市議会議員の皆様、そして市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和6年度の施政方針とさせていただきます。

なお、令和6年度の事務事業につきましては、お届けしております予算書等をご覧いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴誠にありがとうございました。

○鈴木富美子議長 施政方針に関する説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○鈴木富美子議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

**日程第4 報告第1号 令和3年度及び令和4年度の健全化判断比率の修正について**

**日程第5 報告第2号 寄附採納の報告について**

○鈴木富美子議長 日程第4、報告第1号 令和3年度及び令和4年度の健全化判断比率の修正について及び日程第5、報告第2号 寄附採納の報告についての2件を一括議題といたします。報告を受けることといたします。内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 報告第1号 令和3年度及び令和4年度の健全化判断比率の修正についてご説明申し上げます。

本件は、令和3年度の実質公債費比率、将来負担比率及び令和4年度の将来負担比率について修正があったため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付してご報告申し上げますのでございます。

報告第2号 寄附採納の報告についてご説明申し上げます。

令和5年1月から令和5年12月までにご寄附いただいた物件、金員等の内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。

このうち、一般寄附につきましては81件、心のまちづくり基金につきましては3件、12万9,040円、地域福祉基金につきましては3件、22万円、文教の杜運営基金につきましては、ご寄附はございませんでした。ふるさと応援基金につきましては8万2,361件、15億928万3,500円のご寄附がございました。

ご寄附いただきました皆様に対しまして厚く御礼申し上げます。なお、頂きました物件、金員等につきましては、寄附の目的に沿って活用させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○鈴木富美子議長 報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、これで報告を終わります。

**日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度長井市一般会計補正予算第12**

号)

○鈴木富美子議長 次に、日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長井市一般会計補正予算第12号）の1件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

（内谷重治市長登壇）

○内谷重治市長 報告第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度一般会計補正予算第12号について、専決処分させていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に7,542万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ202億5,283万7,000円といたしましたものでございます。

このたびの補正は、緊急対応を要する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け入れるための事業費を措置し、財源といたしまして全額国庫支出金を充てたものでございます。

また、第2条の繰越明許費につきましては、第2表のとおり定めたものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木富美子議長 提案者の説明が終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長井市一般会計補正予算第12号）の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第3号について、討論を行います。ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木富美子議長 意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第3号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、報告第3号は、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 再開

○鈴木富美子議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

なお、寒河江 忠農業委員会会長から、本日の会議を早退させてほしい旨の届出がありましたのでご報告いたします。

## 日程第7 議案第10号 令和5年度産業振興拠点タス改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結について外34件

○鈴木富美子議長 次に、日程第7、議案第10号 令和5年度産業振興拠点タス改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてから日程第41、議案第9号 令和6年度長井市下水道事業会計予算までの35件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 提案説明を申し上げます。

議案第10号 令和5年度産業振興拠点タス改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結について及び議案第11号 タスビル改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてご説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも令和5年6月29日に議決をいただきましたタスビルの改修事業に係る契約についてでございます。契約の一部を変更する契約を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりご提案申し上げます。

次に、議案第12号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、新産業団地造成の用に供する土地を取得するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりご提案申し上げます。

議案第13号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市平野児童センターの管理を行わせるためご提案申し上げます。

議案第14号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、県営農地整備事業に伴う2路線、国道113号梨郷道路事業に伴う4路線及び四ツ谷地内宅地造成に伴う2路線について、市道路線の認定を行うためご提案申し上げます。

議案第15号 市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案は、県営農地整備事業に伴う2路線及び国道113号梨郷道路事業に伴う4路線について、

市道路線の廃止を行うためご提案申し上げます。

次に、議案第16号 長井市第六次総合計画の策定についてご説明申し上げます。

本案は、まちづくり基本条例第13条第2項の規定に基づき、新たに長井市第六次総合計画を策定するためご提案申し上げます。

議案第17号 長井市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めるためご提案申し上げます。

議案第18号 長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が目指す共生する社会の実現に資することを目的とし、手話言語の理解促進と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図るためご提案申し上げます。

議案第19号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第20号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告を踏まえた人事院規則の一部改正に伴い、夏季休暇の取得可能期間の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第21号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するに当たり、関係する条例について所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第22号 長井市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第23号 長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第24号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険料の改定に伴い、所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第25号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第26号 長井市すみれ学園設置条例の一

部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市すみれ学園の新築、移転に伴い、所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第27号 長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、白川きらりふるさと河川公園を長井市河川公園として開設するに当たり、所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第28号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第29号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも水道法の改正に伴い、所要の改正をいたすためご提案申し上げます。

議案第30号 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、日中一時支援事業に係る利用者負担金の徴収方式の変更に伴い、条例を廃止するためご提案申し上げます。

続きまして、議案第31号 令和5年度長井市一般会計補正予算第13号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3億2,537万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ205億7,821万1,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、歳出において、国の補正予算を含む国庫補助事業受入れのための事業費を措置するとともに、後年度の市債の償還のため減債基金に積立てを行うほか、事業の確定による不用額の計上や事業費の変更をいたすものでございます。

一方、歳入におきましては、普通交付税の再算定により地方交付税を増額するとともに、事業費の確定・変更に伴い国県支出金、市債等の財源を更正・調整いたしております。

第2条の繰越明許費、第3条の債務負担行為、第4条の地方債につきましては、それぞれ第2表、第3表、第4表のとおり追加・変更いたすものでございます。

議案第32号 令和5年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3,152万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,471万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、令和4年度保険給付費等交付金の返還に伴う償還金の追加、決算見込みによる歳入歳出の追加・減額及びそれに伴う歳出の財源内訳を変更いたすものでございます。

議案第33号 令和5年度長井市介護保険特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3,877万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,416万8,000円といたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、保険給付費の中の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額医療合算介護サービス等費の間で予算の組替えをいたすとともに、介護給付費準備基金積立金を増額いたすものでございます。これらの財源といたしまして、国庫支出金、前年度繰越金を増額いたすものでございます。

議案第34号 令和5年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、

予算の総額から124万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,801万2,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入におきましては、保険料軽減額の確定に伴い、一般会計繰入金を減額し、それに伴い、歳出について、後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたすものでございます。

議案第35号 令和5年度長井市下水道事業会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

補正の内容につきましては、第2条の収益的収入及び支出におきましては、固定資産の除却等に伴い、支出の第1款及び第3款で計65万2,000円を増額し、併せて収入の一般会計補助金等を63万2,000円増額いたすものでございます。

第3条の資本的収入及び支出におきましては、本文括弧書き中の条文を改め、収入の一般会計補助金を34万8,000円減額いたすものでございます。

議案第1号 令和6年度長井市一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ176億2,100万円と定めるものでございます。

まず、第1表の歳入でございますが、主なものといたしまして、1款市税につきましては、市民税における定額減税を見込み29億9,679万3,000円といたしました。7款地方消費税交付金は6億7,400万円、9款地方特例交付金は、定額減税による減収補填を見込み1億2,118万2,000円、10款地方交付税は52億7,400万円と推計いたしました。14款国庫支出金は20億6,345万円、15款県支出金は11億6,771万8,000円を計上しております。17款寄附金は、主にふるさと応援寄附金を見込んで15億50万1,000円とし、18款繰入金は、ふるさと応援基金繰入金や減債基金繰入金、財政調整基金繰入金などで19億

5,312万7,000円を計上しております。建設事業等に充てる21款市債は7億6,060万円でございます。

次に、歳出でございます。1款議会費に1億6,851万8,000円を計上し、市制70周年記念事業などを行う2款総務費に48億2,646万8,000円、社会福祉や児童福祉、子育て支援、医療給付事業などを行う3款民生費に48億3,810万円、各種健診や予防接種などに加え、カーボンニュートラル推進事業などを行う4款衛生費に12億5,509万7,000円を計上いたしました。5款労働費に4,575万8,000円、新規就農者育成総合対策などを行う6款農林水産業費に6億8,058万6,000円、にぎわい創出事業や関係人口創出に向けたDMO支援事業などを行う7款商工費に5億6,338万5,000円、長井南産業団地に接する地方道路整備事業などを行う8款土木費には15億1,920万8,000円を計上しております。9款消防費に6億2,470万2,000円、小学校への医療的ケア看護職員配置事業や置賜生涯学習プラザの大規模改修などを行う10款教育費に13億7,137万4,000円を計上し、繰上償還分も加えた長期債の償還を行う12款公債費には16億2,518万4,000円を計上いたしました。

また、第2条から第5条までにつきましては、それぞれの条文のとおり定めるものでございます。

議案第2号 令和6年度長井市国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,320万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として4億3,703万9,000円、県支出金として16億9,151万5,000円、一般会計等の繰入金として1億2,976万5,000円を見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付

費として16億6,504万3,000円、国民健康保険事業費納付金として5億1,277万5,000円、保健事業費として4,692万8,000円を計上いたすものでございます。

第2条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第3号 令和6年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,444万2,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金7,916万4,000円、財産収入5万円、繰入金1億6,522万8,000円を見込み計上いたすものでございます。

歳出につきましては、山形鉄道助成費1億3,639万2,000円、基金積立金1億805万円を計上いたすものでございます。

議案第4号 令和6年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,840万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養費交付金2,427万7,000円、利用料271万3,000円、一般会計繰入金1,088万3,000円などを見込み計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、訪問看護ステーション運営業務負担金などの事業費として3,840万5,000円を計上いたすものでございます。

議案第5号 令和6年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,858万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしまして、介護保険料6億3,381万8,000円、国庫支出金7億8,229万

9,000円、支払い基金交付金 8 億3,400万6,000円、県支出金 4 億6,832万5,000円のほか、一般会計及び基金からの繰入金などを見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費 2,896万4,000円、保険給付費 29億9,511万1,000円、地域支援事業費 1 億8,420万2,000円などを計上いたすものでございます。

第 2 条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

議案第 6 号 令和 6 年度長井市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億6,126万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 3 億3,624万1,000円、一般会計繰入金 1 億2,465万円を見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億5,583万円を計上いたすものでございます。

続きまして、議案第 7 号 令和 6 年度長井市宅地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,988万5,000円と定めるものでございます。

歳入といたしましては、宅地開発基金繰入金 68万4,000円、宅地開発事業債 1,920万円などを見込み計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、宅地開発総務管理費 68万5,000円、宅地造成費 1,920万円を計上いたすものでございます。

第 2 条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

議案第 8 号 令和 6 年度長井市水道事業会計予算について説明申し上げます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業総収益として 7 億225万7,000円、事業総務費用として、前年度対比 1.4% 増の 6 億2,450万3,000円と定めるものでございます。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入として事業債 2 億1,830万円、資本的支出として建設改良費 2 億9,218万3,000円及び企業債償還金 2 億6,367万7,000円と定めるものでございます。差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、利益剰余金をもって補填するものでございます。

第 5 条から第 9 条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

最後に、議案第 9 号 令和 6 年度長井市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、主な事業収益として、第 1 款公共下水道事業収益では、下水道使用料が 2 億9,242万9,000円、一般会計負担金 3,023万7,000円を計上し、収益的収入は、第 1 款から第 4 款まで合わせて総額 10 億1,326万1,000円、収益的支出は、維持管理費等を計上し、第 1 款から第 4 款まで合わせて総額 10 億778万1,000円と定めるものでございます。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、主な資本的収入として、第 1 款公共下水道事業では、一般会計補助金 1 億6,194万4,000円を計上し、資本的収入は、第 1 款から第 4 款まで合わせて総額 2 億9,608万3,000円、資本的支出は、建設改良費等を計上し、第 1 款から第 4 款まで合わせて総額 6 億8,400万円と定めるものでございます。差し引き不足する財源につきましては、当年度分損益勘定留保資金をもって補填するものでございます。

第 5 条から第 10 条までにつきましては、それぞれの条文のとおり定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木富美子議長 提案者の説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、日程第7、議案第10号から日程第27、議案第30号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案21件につきましては、所管する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第7、議案第10号 令和5年度産業振興拠点タス改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第8、議案第11号 タスビル改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第12号 財産の取得についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第14号 市道路線の認定についての1件について質疑を行います。ご

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第15号 市道路線の廃止についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第16号 長井市第六次総合計画の策定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第17号 長井市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第18号 長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第19号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第20号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第21号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第22号 長井市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第23号 長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第24号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第25号 長井市指定地

域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第26号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第27号 長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第28号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第26、議案第29号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第27、議案第30号 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例を廃止する条例の設

定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第28、議案第31号から日程第41、議案第9号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案14件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第28、議案第31号 令和5年度長井市一般会計補正予算第13号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第32号 令和5年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号から日程第31、議案第34号 令和5年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの3件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第32、議案第35号 令和5年度長井市下水道事業会計補正予算第4号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第33、議案第1号 令和6年度長井市一般会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第34、議案第2号 令和6年度長井市国民健康保険特別会計予算から日程第39、議案第7号 令和6年度長井市宅地開発事業特別会計予算までの6件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第40、議案第8号 令和6年度長井市水道事業会計予算及び日程第41、議案第9号 令和6年度長井市下水道事業会計予算の2件について、一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7、議案第10号 令和5年度産業振興拠点タス改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてから日程第27、議案第30号 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例を廃止する条例の設定についてまでの一般議案21件は、別紙付託表のとおり、所管する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第28、議案第31号 令和5年度長井市一般会計補正予算第13号から日程第41、議案第9号 令和6年度長井市下水道事業会計予算までの予算議案14件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案14件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

## 散 会

○鈴木富美子議長 本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時42分 散会